

## 平成27年度第4回伊予市環境審議会

平成27年12月21日（月）

中央公民館 2階 第1会議室

出席委員：会長 中安 章・副会長 藤岡政晴・対尾眞也・水木一弘・大森幸子・嶋田 崇・  
西尾隆志・久保繁行・前野洋子・小西千鶴子（10人）

事務局：産業建設部長 隅田英久、環境保全課 出来和人・窪田春樹・桂城健恭・中村 悟、  
下水道課 向井英文・岡市裕二

傍聴者：なし

午後3時00分 開会

### ○事務局

只今から平成27年度第4回伊予市環境審議会を開催いたします。

本日の審議会には全員の皆様が出席いただいておりますので、会議の成立要件を満たしております。

また、傍聴要領に基づき、市のホームページに審議会の案内告知を行いましたが、希望者がおられないことを報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、前回の会議録についてお知らせします。

会議録は既に委員の皆様の確認を経て、事務局が取りまとめたものを市のホームページで公表しております。

では、これからの方の進行を中安会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

### ●会長

それでは、次第に沿って議事を進め、会議は1時間半を目途に審議を行いたいと思う。

まず、議事(1)の浄化槽設置整備事業のスケジュールについて事務局の説明を求める。

### ○事務局

下水道設置整備事業のスケジュールについて報告いたします。

10月13日火曜日に中安会長より市長へ答申書が提出されました。一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理基本計画一部改定については、府内協議を経て、平成29年度からの実施に向けて平成28年1月に基本計画改定案に対する意見公募を行い、市民からの意見を募集いたします。

その後、提出された意見の整理や改定の案の修正・検討を行った上で、基本計画の改定を行うこととしております。

また、関連する伊予市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正については、平成28年

3月議会で行う予定でございます。

これらの変更につきましては、決定後速やかに、市民の皆様に対して広報やパンフレット配布などにより周知を行う予定でございます。

次に、昨年度の審議会において報告しておりました、防災マップの各家庭配布に合わせた災害時の浄化槽等の利用方法を掲載する整備促進パンフレットの配布については、平成28年度当初の配布となる予定です。

このパンフレットには、災害時に浄化槽等が簡易トイレとして使用できることと併せて、生活環境のためにも合併処理浄化槽を普及していくことが大切であること等を掲載する予定です。

以上をもって報告とさせていただきます。

#### ●会長

のことに関しては、私が10月に市長答申を行った際、附帯意見として補助制度の見直し、補助金そのものの増額に向けた協議と整備困難地域の普及促進を添えた。

また、災害時に浄化槽を有効利用できることから、その活用も含めたパンフレットを防災マップの配布時に合わせて行なうことが報告された。

これらのことについて、何か質問等はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ●会長

続きまして、議題(2)の平成28年度一般廃棄物処理実施計画（案）について審議を行う。

これは昨年度3月に平成27年度の計画を審議いただいた際、それでは遅いという意見があり、今回時期を早めて上程されたようだ。

事務局の説明を求める。

#### ○事務局

それでは実施計画（案）の説明の前に、これまでの実績等について説明を行います。資料は一般廃棄物処理量の推移をご覧下さい。そして実施計画の別表1もご覧いただきながら説明をいたします。

これは、平成26年度の実績と平成27年度の予測量、平成28年度の見込み量の表です。

燃えるごみの詳細を抜き出したもので、収集〔家庭系〕とは、ステーション回収されている一般家庭から排出されるごみの量です。続いて収集〔事業系〕とは、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した事業所から排出されるごみの量です。持ち込み〔事業系〕は、事業所から排出されるごみを事業者自らが持ち込んだ量です。

続きまして、持ち込み〔家庭系〕は、一般家庭から排出されるごみを市民自らが持ち込んだごみの量です。そして公共は、ボランティア清掃等のごみを市が持ち込んだ量です。

一般廃棄物処理の基本計画内で設定した減量化への目標値は、平成20年度ベースで35年度までに10%削減するものです。この目標は、ごみの種類ごとに減ったり増えたりしながら、35年には平成20年度比にして10%の削減を目指すものです。

そして、26年度の実績と27年度の予測値を記載していますが、燃えるごみについては、やや減少傾向にあると言えます。

瓶類から小型家電については、リサイクル可能な種類で、瓶類は10%ほど減少をする傾向にあります。対してペットボトルは8.8%増加していますが、これは飲料の容器が瓶からペットボトルへ転換が進んでいる、ということが考えられます。

燃えないその他ごみは減少傾向を示しておりますが、これは「ごみの分別の手引と辞典」の配布によるものと考えられます。

粗大ごみは増加傾向にあります。これは目標値も増加を予測しておりまして、原因是無料回収制度の浸透により、これまで排出されずに溜まっていたものが排出され始めたという認識です。

続きまして、平成27年度の見込み量を表記しており、現在の実施計画の見込みとなっております。達成率の欄は、見込み量に対して予測量の達成率を示すもので、数値が大きいほど達成度が高いということです。燃えるごみについてはマイナスとなっており、このままでは目標が達成できない状況と言えます。

収集〔家庭系〕について、ステーション回収をされている一般家庭から排出されるごみは、平成27年度の見込み量を達成しようとしております。予測値では、1.4%ほど目標値をクリアする予定です。

しかしながら、収集の事業系、持ち込みの事業系が大きく見込み量を上回っていることから、達成率にして2割を下回る結果が出ております。

事業系が多くなっているのは経済活動が活発になっていることも大きな原因と考えられ、生産・消費活動が増加すると自然に事業系のごみが増えてくる傾向にあります。

以上、実施計画の数値について処理量の推移を報告させていただきました。

引き続いてし尿関係についてご報告いたします。

## ○事務局

下水道課から、し尿等に関する説明をさせていただきます。

し尿と浄化槽汚泥については、資料を用意いたしておりません。27年度の実績等をお示しするべきですが、し尿及び浄化槽の汚泥につきましては、年末及び年度末のくみ取り・清掃等の実績が多いことから、半年間の実績からは予測しづらいので、24～26年度の3カ年の数値から28年度の実施計画の数値を作成しました。後の実施計画（案）の協議の中で説明させていただきます。

## ●会長

続いて実施計画（案）についての説明を求める。

○事務局

平成28年度一般廃棄物の処理実施計画（案）について説明いたします。

まず、一般廃棄物の排出抑制及び資源化計画ですが、昨年度の審議において具体策が乏しいという指摘をいただきましたので、別紙に排出抑制と資源化計画の具体策を記載してございます。

①番、広報紙にごみの分別及び減量化に関する記事を定期的に掲載する。

従来も同様の記事を載せておりましたが、不定期で内容もばらばらでございました。来年度は、定期的にごみの減量化や排出抑制に関する記事を掲載し、啓発に努めます。

続いて②番、現在、稼働しているスマートフォン用のごみ分別アプリについても、若年層へ向けた普及のための周知徹底を図ることを考えています。

③番は、中山地区に資源ごみ回収団体を組織し、紙ごみの資源化を図るということでございます。今年度、中山地区に紙ングハウスを設置しました。ここ半年の運用を見ても、まずまずの成果が出ておりますので、回収団体を組織化して紙ごみの更なる削減と資源化を推進します。

④番は、生ごみ対策として市民の方々に水切り等の身近な減量化手法を紹介し、家庭内での減量化を図る様、啓発します。

⑤番、生ごみの削減のために段ボールコンポストの普及を図ります。今年度は主に小学生に協力してもらって段ボールコンポストの講習会を実施しました。今後も活動を継続し、普及啓発を図ってまいります。

⑥番ですが、廃食用油を拠点回収しバイオディーゼル燃料として再利用を図ります。現在、DCMダイキでは、既に使用済廃食用油を回収し、再利用を行っております。現在、燃えるごみとして排出されているものですが、燃料化して再利用を図るための拠点づくりを来年度に計画しております。

⑦番は、剪定枝の分別収集及び再資源化について検討を開始いたします。現在松前町や砥部町で剪定枝の収集を行っております。これを当市でも実施したいと考えておりますが、そのためのテスト収集を実施して検討を行う予定です。時期は樹木の枝葉が多い時期にと考えております。

⑧番は、事業系の一般廃棄物の調査を行い、多量に排出する者に対して、計画書の提出を求め、減量や再利用へ誘導します。近年、事業系の収集及び持ち込み量が増えておりますが、原因を把握しておりません。調査を行い、原因を把握した上で問題のある事業者について、削減に向けた指導を行うことを考えております。

次に委託業者の一覧にある粗大ごみは、毎年入札によって決定しているため現時点は未定でありますが、最終処分も同様に年度末には決定いたします。

6の別表には、一般廃棄物収集運搬業許可業者の一覧を載せております。全部で46業者ございます。

28年度における一般廃棄物の処理量の見込みについては、先ほど説明したとおりです。

○事務局

続いて、し尿と浄化槽汚泥について説明いたします。

平成28年度の目標設定については、過去3年間の実績を基に設定しました。し尿は減少傾向にあることから、28年度は2,900kℓと設定しました。減少している要因としては、くみ取り世帯が公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切替えを行ったことが考えら、平成28年度においても減少すると考え、設定しました。

浄化槽汚泥につきましては増加傾向にあることから、平成28年度の目標は1万70kℓと設定しました。増加している要因は、くみ取りから浄化槽への切替えが考えられます。平成28年度においても、広報及びホームページなどにより合併処理浄化槽の更なる普及促進に努めます。

以上、説明とさせていただきます。

○事務局

次に別表2は本年度と同様のため割愛させていただきます。続きまして、別表3の地区別収集日一覧表については、曜日と週によって分けているため変更箇所はありません。ただ、年末年始は特別対応が必要なため、来年度は1月4日と5日に、それぞれの収集地区で燃えるごみとプラの両方を回収する予定です。

中山地区については、1月4日に燃えるごみを全域収集する予定です。

双海地区も本庁地区と同様に、1月4日と5日に燃えるごみとプラスチック製容器包装を回収する予定です。

●会長

只今、平成28年度一般廃棄物処理実施計画について事務局より説明があった。

本件について質問等はあるか。

◎委員

一般廃棄物の排出抑制、資源化計画の具体策の中で、④の生ごみ水切り等の身近な減量化手法を紹介し普及を図るということだが、どういう方法で周知徹底するのか、⑤の段ボールコンポストの普及を図るということだが、具体的にどの程度普及しているのか、そして、ごみの減量化について、予算折衝で具体的にどうなっているか、⑧の燃えるごみの場合、27年度の収集〔事業系〕が540t増えて、燃えるごみ全体では見込と予測の差が800tもあった。その要因は事業系のごみとの説明があり、事業系について詳細な実態が把握できていないため、調査を行うとのことであった。

こうした中で28年度見込み量は計画どおり8,545tという数字になっているが、明らかに達成見込みが無く量が増える要素があるのであれば、それを基に努力目標として達成可能な数値

にすべきではないかと思うが、事務局はどのように考えているのか。

○事務局

④の生ごみの減量化対策としては、まず広報に記事を掲載し、例として水切りを行えば少しでも軽くなり、圧縮されてごみ袋も少し大きく使えますという内容で、周知を図る予定です。

次に⑤の段ボールコンポストですが、今年度、郡中小学校の児童を対象に環境教室を行い、参加者は少数でしたがコンポストの普及啓発を図ることができました。来年度は対象を広げるなど開催方法を検討し、取り組む市民を少しずつ増やしていきたいと考えております。

⑧の事業系の調査については、職員が清掃センターに赴き、どの事業所が何を持ってきているかを確認する計画です。

○事務局

⑧について補足説明させていただきます。

ご指摘のありましたとおり、燃えるごみの見込量と予測量の差が811 t ありましたことから、計画との整合がとれていない原因を調査してみました。

そうしたところ、26年度以降の見込値は24年度までのデータを基に分析しており、その間の大きな変化として、河川の管理や街路樹の伐採等の事業で生じる可燃ごみの取扱いが産業廃棄物から一般廃棄物に変わったことにより、県の事業で生じた廃棄物が事業系の燃えるごみとして清掃センターに大量に持ち込まれたことが、増加傾向に転じた原因と分かりました。

あと、公共分野において26年度実績で188 t が27年度予測値で258 t と増加傾向にあります。これまで推移計算から外しても問題ない数値でしたが、無視できない数値となってきたことに伴い算入したことなどが増加の要因となったようです。

また、基本計画を26年度末に策定したばかりで、半年間の実績を基にした大まかな推測となるため、ごみの正確な数量を予想できにくい状況でした。

そこで、28年度に具体的な数値を捕らえて検討・分析した結果を基に、実行へ移してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員

段ボールコンポストについて、郡中小で環境教育を行って次は北山崎小や南山崎小でというように、順番に校区を回して普及を図る考え方のようだが、例えば夏休みを利用した理科研究題材として、親と子が一緒になって取り組むごみの減量という触れ込みでやれば、効率的に普及が図れるのではないか。今までと同じやり方を繰り返しているだけでは変わらないと思う。

もう少し早い段階で委員の意見を聞き、それを次年度の計画に反映させて予算折衝を行うことを要望としてお願いしておく。

○委員

新居浜の先生に来てもらい、10月19日にさざなみ館で料理グループの女性を対象に30名ほど集めてコンポスト講座を実施した。その後、文化祭で来場者の方々にコンポストを見てもらっ

たが、反応がよかったです。この次はどうするか検討しているところである。

実は、伊予市でも夏休み期間中に小学生を対象とする環境教室を実施しているが僅かしか集まらない。子ども達に夏休みの宿題にどうかと参加を促しても、いまひとつ反応が薄いようだ。

だから、体験したことを根づくようにしないと意味がないと思う。1回で終わるのではなく、順次計画してそれが定着するような方法で開催してもらえば、ごみの減量化につながると思う。

◎委員

今、料理教室を受けている方に持ちかけるという話があったが、市内各校区で二・三ヶ月に1回料理教室をやっているので、そこと提携して普及啓蒙ができる方法をお願いしたい。特に主婦層は料理教室に集まりやすく人数は固定化しているため、それから取り組んで効果があるということになれば地域に帰って普及していくと思うので、是非検討いただきたい。

◎委員

先ほど紹介した新居浜の先生は、県の事業で30名なら無料で開催できるようだ。

皆さんの反応の良く、アピールするのにはよかったですなと思っている。

●会長

事業系のごみが増えていること自体を全くだめとは言えない。というのは社会活動が活性化すると事業系のごみがかなり増えてくる。自分の研究との関係で道後の旅館組合が取り組んだ時に、独自に放っておくと衛生上の問題が生じたりした。色々と工夫や努力が必要だが、生ごみの場合は家庭で減らせるのと同様に、旅館やレストラン、食堂といった関係は、経営的に良くなればごみは増えるものだが、その上で生ごみを減らせることも含めた調査を行えば良いと考える。

幾つか工夫できるものもまだ他にあると思うが、今の関係で他に質問はあるか。

◎委員

段ボールコンポストの件に関して、私達は生活研究協議会で食育の推進をしているが、今回食育ではなくて、残飯のPRをしていかなければいけないなという話を聞いて思っていることがある。県の産業まつりなどで市が協力してPRを行えば、多くの方に広まるのではないか。

なぜ小学生なのかと疑問があるのですが、やはり調理するのは一番に主婦であるのだから、対象者を小学生だけでなく公民館でやってはどうかと思う。なぜ小学生を対象にしたのか。

●会長

小学生というのは、自由研究で話題性というところがある。

◎委員

小学生を対象にしたのは、こどもエコクラブという環境省が後援する子どもたちを対象にした組織があり、伊予市では過去に何年間か取り組んだことがある。その組織の再生に向けた取り組みを行おうと郡中小学校の生徒を対象に実施している。

大々的とはならず色々と反省点もあるが、まず子ども達がしっかり学習して親に話を広めるという狙いがあったことでご理解いただきたいと思う。

◎委員

はい、分かった。

◎委員

ごみの排出抑制など資源化計画ということで具体策を8点載せている。

その中の⑥番目に食用廃油を拠点回収してバイオ燃料への資源化に取り組むとある。拠点回収というのは、旧市町別で全体的に網羅するのか。試験的に実施するということで、何ヶ所か多く排出されそうなところを指定して回収するつもりなのか。

⑧番目の事業系の一般廃棄物の関係について、これは清掃センターで排出される業者ごとに確認することは可能なのか。多く排出される者に対して計画書を求める等、そうしたことことが可能なのか疑問に思っている。

各事業者へ資源回収するシステムとか、それぞれの資源ごみも一般家庭と同じように事業所ごとに持ち込む場所を指定しているのか、その辺を確認したい。

○事務局

事業所がどういう排出方法をとるかは分かりません。

基本的には一般廃棄物許可業者に委託するか、自社で持っていくかのどちらかになります。事業者には、紙ごみ等は古紙再生の会社に持ち込む、燃えるごみはできるだけ減量化して清掃センターに持ち込むということをお願いしたいと思っております。

ただ、一廃許可業者に頼む場合は、契約内容が事業所によって違うため、まずは許可業者のうち家庭系ではないものについて、清掃センターで量を見て、多いところはサンプリングをすることを考えております。

事業系ごみの減量について市が指導するには問題点を見極めなければならないため、まずは調査を行い減量化が可能か否かを考えてからになります。そして減量化できない場合、どうするかはまた別で考えなければならないと思っています。

◎委員

一廃許可業者等を確認してからという話だが、事業所によって排出の仕方が徹底されていない。家庭ごみは、パンフレット等で分別を指示されているものもあるが、そういうことを徹底しないと何もかも焼き場へ持っていくことが考えられる。

だから、各事業所がどうしているかというのをまず把握して、それからこうしてくださいという指導をしないと絶対減らないと思う。

色々な業者があると思うが、徹底してやれば家庭と同じ分別方法や回収方法は無理としても、分別だけは徹底するというような方向での取り組みが必要ではないか。

○事務局

事業系ごみについては、松山市のように事業系ごみの辞典を作っているところもあります。事業所が扱うごみの分別の仕方が書かれたもので、そういうものを作成することも可能と考えています。市のホームページ等を使えば、費用負担も発生しないで取り組めると思うので検討してみます。

○事務局

食用油の拠点回収については、今年度に紙シングハウスを中山地区に設置しましたが、これと同じような形で本庁地区は公民館、中山・双海地区は地域事務所に、廃油等をペットボトル等に入れて持ってきて、それを置く棚を設けて回収することを考えております。

◎委員

公民館で何年か前に置き場を作つもらっていたが、今は奥に置かれて回収しているのかどうか分からぬ感じになっている。私は旗を作つて廃油回収ボックスの目印にするつもりでした。もう少しアピールして一般の人にも見えやすいところへ置いていただきたい。

そして公民館には1年間これだけ油を回収したという報告をして欲しい。4・5月辺りの公民館だよりや伊予市の広報等で周知すれば、もっと興味を持つてもらえると思う。

○事務局

ただ今の話ですが、郡中地区公民館については、公民館事業として公民館だよりに記載していると聞いております。また、後ろへ下げた理由は、管理ができるところに移したという経緯があるようです。今後は中央公民館の改修等もあり、場所が変わるかもしれないとの話もあります。

これらのことから郡中地区公民館は市全体の事業として取り組む形になると思います。

他の公民館については管理の面からも公民館の中で回収するよう社会教育課長に相談をかけ、地域事務所にも中で回収するよう管理をお願いしております。

◎委員

今の件ですが、例えば中山地域事務所だと確かに管理面では地域事務所の中へ置くのが安全だと思うが、それでは集まりにくいのではないか。例えば毎月1日は回収日というような日を定めて回収棚を外へ出し、それ以外の日は別のところに置くという工夫をすれば違うと思う。

ひとつ教えて欲しいことがある。

伊予市の事業所にも松山の回収業者が入っている。

反対に伊予市の回収業者が松山市へ行く場合もある。その場合、市内業者以外の業者でも事業系ごみを三秋の清掃センターに出せるのか。逆に市内の許可業者が松山で事業系のごみを集めた場合、三秋に持つて行かれても分からない。ごみには松山の分と書いてないのだから、

その辺りの扱いはどうなっているのか。

例えば、市内の許可業者以外の収集車が市内の企業に入ってごみを回収した場合はどこへ持って行っているのか。

○事務局

許可業者との関係ですが、基本的に伊予市で発生したごみを三秋の清掃センターに持っていくことはできますが、松山に持ち出すことはできません。

また反対に、松山で発生したごみを三秋に持ち込むのも禁止です。あくまでも伊予市の許可を持っている業者は、伊予市内で発生したごみを三秋に持ち込むための許可であり、例えば本社が松山にあるからといって松山に持ち込めるかというと、それは禁止です。

当然、その反対もできません。

◎委員

そうすると、先に言った市内の企業が出したごみを市外の許可業者が回収した場合はどこへ持っていくのか。

○事務局

その場合は回収業者が伊予市の許可を持っていれば三秋に持ち込むことができますが、市外で回収したごみを三秋へ持ち込むことは禁止されています。

◎委員

そうすると、市内の企業のごみを市外の許可業者が回収しても、全て三秋に持つていいいるということか。

○事務局

そうです。伊予市の許可を持っていれば可能です。

◎委員

スーパー等には市外の業者が回収に来ているが。

○事務局

まず伊予市のごみを回収することを生業としている業者は、一廃許可を取得しなければならないようになっています。例えばその本社が松山にあっても香川県内にあっても、伊予市の許可さえ持つていれば市内で回収できますが、許可がなければ市内で生業を営んではいけないとになります。

許可業者以外のものが市内のごみを回収することは基本的に行えません。事業者が伊予市の許可業者を選んで委託するか、若しくは事業者自身が三秋に持ち込むどちらかになります。

●会長

かなりの質問と意見が具体策のところで出た。

これらの意見に関しては、来年度までに検討の上、実施の余地があれば取り組んでもらうことにして、審議会や広報、公民館活動の中で生かしながら、年々良い方向に向かうことで質

疑は閉じたいと思う。

それでは、議事(3)の騒音・振動規制指定地域の変更（案）について事務局の説明を求める。

○事務局

まず、資料は用途区域の変更図と騒音規制地域の区域図、振動規制区域の区域図です。あと都市計画の用途地域に対しての騒音規制地域の区分と振動規制の地域の区分、騒音環境類型指定の区分図を御確認ください。

今回、都市計画の用途区域の変更に伴いまして騒音規制法の第3条1項及び第4条1項、振動規制法の第3条1項及び第4条1項の規定に基づいて変更する予定です。

環境基準類型については、国において土地利用の用途が示されていることから、都市計画の用途区域が決まりましたら、それに基づき区域の変更する予定です。

具体的には、都市計画の指定区域の変更前が準工業地域、変更後が第1種住居地域となっているところが、騒音規制の地域に置き換えますと、第3種区域から第1種区域になるということです。

また、振動規制の地域については第2種区域が第1種区域となる予定です。

続きまして、環境基準類型の指定地域図でございますが、現在C類型の分類がB類型に変更する予定です。他の地域におきましても、これと照らし合わせて、都市計画の用途区域が変更された時はこれらの区域を変更する考えでございます。

●会長

今の説明で質問等があるか。

◎委員

変更する原因は何か。

○事務局

都市計画の用途区域が今年度変更する予定です。

騒音規制法の第3条1項、第4条1項で振動規制法及び環境基準類型の規制基準に用途区域のことが定められており、用途区域が変更された場合は、その規制基準を変えることになっているためです。

●会長

松山広域都市計画の中で伊予市地域では11カ所の用途指定が変わった。これが変わると騒音等の規制もそれに伴って規定されているため、変えなければならないということだ。

変更はいつの予定か。

○事務局

今、都市計画が縦覧中でありまして、この縦覧が終わってからになります。

今回、市内の市街化区域の一部を変えることは地域の形態が変わることになります。例えば国道56号線沿いに準工業地域があったのが今は商業系の店舗が張りついてきています。

製材所であったところが今は宅地化されているようなところを準住居に変える、いわゆる現状に即した用途地域に変更しようとするのが今回の変更です。

●会長

都市計画は広域ですから今回は松山中心に全体的な見直しを行っているはずだ。伊予市の場合は住宅地変更が多いと思っている。

○事務局

都市計画の変更は27年度中に行われるため、騒音・振動規制指定地域は平成28年度からの変更となる予定です。

●会長

ほかに質問あるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

●会長

議事(4)について、その他に何かあるか。

○事務局

それでは、これから審議予定についての説明をさせていただきます。

今年度の審議会についてですが、事務局として審議をお願いする予定であった議事については全て審議をいただきましたので、平成27年度については今回の審議会を最後にさせていただく予定としています。

次に、皆様の任期でございますが、平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2年間となっております。任期中に御審議いただいたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

28年度の審議委員の方々には、また一般廃棄物処理実施計画について引き続き報告をさせていただきます。開催時期については未定ではありますが、先ほどからの委員のご意見を考慮させていただきまして、事前調整をしたうえで連絡をいたしますのでよろしくお願いします。

●会長

その他よろしいか。

これで議事は全て終わりました。

○事務局

それでは、以上をもちまして第4回伊予市環境審議会の全ての予定を終了いたしました。

本日は、これにて閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午後4時26分　閉会